労山基金を運用するポイント

1 労山会員のための互助制度

「労山基金」は寄付金で運営される遭難対策のための互助制度です。労山会員なら誰でも加入できます。

2 労山加盟団体を基礎単位にした運営

基金への加入と寄付金の納付は団体（会・クラブ）が行い、交付金は団体へ交付されます。労山全国連盟総会で労山基金の運営委員を選出し、運営の予算・決算、基金規定の改廃の議決がなされます。運営の内容は、全国理事会、評議会に報告されます。

3 いつでも加入できて、受理日から交付対象

加入申込書を運営委員会が受理した日から基金の交付対象になります。登録期間は、申請書を受理した日から、団体ごとに決められた期限月までです。寄付金は１口1,000円（年額）からです。
※期限月の翌月以外で加入する場合、1口につき月100円で計算します（1,000円が上限）。

4 公開山行での会員外の事故にも見舞金を支給（労山基金規定 細則-6）

「労山基金」の加入者がリーダーとなり労山加盟団体が主催する公開山行では、労山会員以外の参加者の事故に見舞金制度が適用されます。交付金額は、死亡・行方不明、または後遺障害を残す重度の傷病の場合に30万円、2日以上の入院または20日以上の長期通院の場合に10万円、短期通院（1～19日）の場合に3万円です。交付申請には、「規定」細則-6に示す要件を満たすことが必要です。

5 救援者費用の交付（労山基金規定 細則-9）

遭難者の安否確認や身柄の保護のために、当該団体が現地に要員を派遣する必要が生じた場合、交通費の実費について10万円を限度として交付します。ただし、救助捜索費を申請する場合には、この派遣された者が救助捜索に加わった場合に交付します。また海外については対象としません。

6 安全対策にも運用（労山基金規定 第11条3）

「労山基金」は、事故の救済だけでなく、遭難事故の予防を目指す安全対策基金にも運用され、技術教育と遭難事故対策の活動に活用されます。

労山山岳事故対策基金
担当者のミニ手引き

日本勤労者山岳連盟　労山山岳事故対策基金制度運営委員会
〒162-0814 東京都新宿区小川町 5-24
0120-44-2742
（平日10時～18時）
FAX 03-3235-4324

会・クラブの基金担当者に必要な知識をコンパクトに紹介します。詳しくは、ホームページの情報や、全国連盟の労山山岳事故対策基金（労山基金）事務局にお問い合わせください。

交付手続きの流れ

団体での山行管理
＝
計画書の受理

▼

事故が起きたら
↓
事故一報を送付

（提出期限：事故日から30日以内）
※ FAXの場合、送信した側でエラーのないことを確認すること

▼

団体での山行管理

運営委員会から申請に必要な書類を団体に送付

▶

交付申請
（提出期限:事故日から1年以内）

〈交付対象〉
- 入院（2日以上）
- 通院（1日以上）
- 死亡・行方不明
- 救助捜索

〈申請に必要な書類〉
- 交付申請書
- 山行計画書（コピー可）
- 入通院日数証明書（コピー可）
- 救助費用一覧表・領収書（コピー可）

〈救助・捜索交付の認定範囲〉
救助の実費および消耗品の補填費用、救助隊の日当が対象

労山ホームページで申請書類のダウンロード、フォームでの申請ができます。
https://www.jwaf.jp/

基金に関するお問い合わせは、**基金専用メールアドレス**へ。
kikin@jwaf.jp

事故一報送信メールフォームです。必要な内容を直接打ち込んで送付できます。ご利用ください。

諸手続きのポイント

新規加入

労山全国連盟に会員登録すれば、基金への加入申込みはいつでもできます。加入申込み受理日から期限月まで 10 カ月未満の場合は、1 口につき月割 100 円で寄付金を計算します。

加入申し込みの受理日から制度が適用されますが、受付時間（平日 10 時～ 18 時）を過ぎると、翌受付時間での受理となります。

継続の手続き

期限月に基金運営委員会から継続申込み書類を団体の基金担当者に郵送しますので、申込口数、金額を記入のうえ期限月の末日までに運営委員会に送付してください。（メール・FAX・郵送可）

継続扱いの猶予

期限月の翌月末日までに継続の手続きがなされた加入者は、救助捜索費の交付率加算が維持されます。ただし、継続が中断する期間に起きた事故は交付対象になりません。

増し口の処理

登録期間の途中で、寄付金の口数を増やすことができます。ただし、新規加入とは異なり月割計算はありません。期限月までの残り期間の長短にかかわらず、有効期間終了後に精算する寄付金は 1 口 1,000 円の計算です。

所属団体の移籍

労山加盟団体の間で所属団体が変わっても、移籍の手続きをすれは、有効期限・加入年数が継続されます。移籍の手続きは、移籍先の基金担当者が行います。

二重遭難見舞制度

遭難事故の救助・捜索活動中に二重遭難した場合には、定められている通常交付額の 5 倍が交付されます。(労山基金規定 細則 -5)

トラブルを防ぐ Q&A

Q「事故主因が疾病の場合は通常の３分の２交付」、その確認・判断をどうするの？
(労山基金規定 細則-8)

問診票で療養等の経過を確認、判断します。以下のようなガイドラインで運用しています。

（1）医師から、登山について事前の指導がない場合には適用しない。
（2）医師の指導に従った療養中の場合には適用しない。
（3）疾病の判断は、医師の診断書に基づく。

Q 救助・捜索費の認定範囲は？（下山遅れも含む）

○ 救助・捜索隊出動の実費
請求書がある場合は、領収書と一緒に交付申請書類に添付してください。（コピー可）
○ 救助隊員の日当
（1）地元遭対協から請求があった日当
（2）労山地方連盟救助隊の日当
（3）当該会の救助隊は地方連盟に登録した隊員が日当の対象。

Q 交付の特典って？（3 倍交付）

次の条件を満たす山行は、定められた交付率の 3 倍が交付されます。ただし、10 口分の交付金額が上限です。

（1）一般登山道、既設登山道（マップで破線の登山道は不可）
（2）計画の標高が 2,000m 以下の山
（3）登山マップでの標準コースタイムが 5 時間以内
（4）日帰り（交通機関のある登山基地での宿舎泊は可）
（5）岩、沢、雪、海外を除く

Q 交付回数の制限は？

同一加入者についての交付は年に 2 回まで。1 年は所属団体の期限月の翌月の 1 日から数えます。期限月が 5 月であれば、6 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで。この期間内に起きた事故のうち２件まで交付されます。

Q 交付の申請期限は？

事故日より 1 年です。1 年を過ぎてからの申請は受け付けることができません。特別の事情がある場合は、1 年以内に運営委員会へご連絡ください。1 年を超えた治療やボルト摘出などの手術等は対象外です。

Q ゲレンデスキーは労山基金の対象ですか？

スキー場でのスキー事故は交付の対象外です。ただし、以下の場合の事故は対象にします。

（1）山スキーで下山中
（2）会主催の山スキー講習会
（3）山スキーの装備で山スキーの練習中の事故

Q 人工壁での事故は労山基金の対象ですか？

管理者のいる人工壁が交付対象です。交付申請には施設管理者の署名・捺印のある所定の「事故確認書」の提出が必要です。事前の山行計画書の写しは不要です。